

IPセントレックスサービス契約約款

令和6年4月1日

株式会社トークネット

目 次

第1章 総 則	1
第1条 約款の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 用語の定義	1
第2章 IPセントレックスサービスの種類	3
第4条 IPセントレックスサービスの種類	3
第3章 IPセントレックスサービスの提供区域等	3
第5条 IP電話サービスの提供区域等	3
第4章 契 約	3
第1節 IPセントレックスサービスに係る契約	3
第6条 契約の単位	3
第7条 共同契約	3
第8条 IPセントレックス契約申込を行うことができる者の条件	3
第9条 IPセントレックス契約申込の方法	3
第10条 IPセントレックス契約申込の承諾	4
第11条 IPセントレックスサービスの音声通信番号	4
第12条 内線番号の指定	4
第13条 IP利用回線の種類と終端の場所の変更	5
第14条 内線番号数の変更	5
第15条 IPセントレックスグループの変更	5
第16条 利用権の譲渡の禁止	5
第17条 IPセントレックス契約者が行うIPセントレックス契約の解除	5
第18条 当社が行うIPセントレックス契約の解除	5
第19条 その他の提供条件	6
第5章 付加機能	6
第20条 付加機能の提供	6
第21条 付加機能の利用の一時中断	6
第22条 付加機能の廃止	6
第6章 利用中止及び利用停止	7
第23条 利用中止	7
第24条 利用停止	7
第25条 接続休止	7
第7章 通 信	8
第1節 音声通信の種類等	8
第26条 音声通信の種類	8
第27条 音声通信の品質	8
第28条 相互接続音声通信	8
第2節 通信利用の制限	8
第29条 音声通信利用等の制限	8
第30条 通信時間等の制限	9
第3節 通信時間の測定等	9
第31条 通信時間の測定等	9
第4節 発信音声通信番号通知	9
第32条 発信音声通信番号通知	9
第8章 料金等	9
第1節 料金及び工事に関する費用	9
第33条 料金及び工事に関する費用	9
第2節 料金等の支払義務	10
第34条 基本料金の支払義務	10
第35条 通信料金の支払義務	10

第36条 工事費の支払義務	11
第3節 料金の計算等	11
第37条 料金の計算等	11
第4節 割増金及び遅延損害金	11
第38条 割増金	11
第39条 遅延損害金	11
第5節 相互接続音声通信の料金の取扱い等	11
第40条 相互接続音声通信の料金の取扱い等	11
第9章 保守	12
第41条 IPセントレックス契約者の維持責任	12
第42条 IPセントレックス契約者の切分責任	12
第43条 修理又は復旧の順位	12
第10章 損害賠償	13
第44条 責任の制限	13
第45条 免責	13
第11章 雑則	13
第46条 承諾の限界	13
第47条 利用に係るIPセントレックス契約者の義務	13
第48条 IPセントレックス契約者の氏名等の通知	14
第49条 IPセントレックス契約者に係る情報の利用	14
第50条 法令に規定する事項	14
第51条 本邦外における取扱制限	14
第52条 閲覧	14
別記	15
料金表	19
通則	20
第1表 料金	22
第1 基本料金	22
第2 通信料金	26
第2表 工事に関する費用	31
第1 工事費	31
別表1	32
附則	33

第 1 章 総 則

(約款の適用)

第1条 当社はこのIPセントレックスサービス契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)を定め、これによりIPセントレックスサービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 音声通信	インターネットプロトコルにより音響(映像情報通信により伝送交換される音響を除きます。)を伝送交換する通信
4 IP電話網	主として音声通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
5 IPセントレックスサービス	IP電話網及びIP利用回線を使用して行う音声通信及び、内線番号をダイヤルすることにより内線通話を可能にする電話サービスであって、通話品質として別記11に定める音声通信番号総合品質を満たしているもの。
6 IPセントレックスサービス取扱局	電気通信設備を設置し、それによりIPセントレックスサービスを提供する当社の事業所
7 IPセントレックスサービス取扱所	IPセントレックスサービスの契約事務を行う当社の事務所
8 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者(事業法第9条第1項の許可を受けた者、事業法第22条第1項の届出をした者又は事業法第24条第1項の登録を受けた者をいいます。以下同じとします。)との間の相互接続協定(事業法の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
9 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
10 IPセントレックス契約	当社からIPセントレックスサービスの提供を受けるための契約
11 IPセントレックス契約者	当社とIPセントレックス契約を締結している者
12 IP利用回線	IPセントレックス契約者に係るアクセス回線
13 相互接続音声通信	相互接続点を經由する音声通信
14 契約者回線	IPセントレックス契約に基づいて、IPセントレックスサービス取扱局内で当該IPセントレックス契約に係るIP利用回線との間に設置される電気通信設備

15 契約者回線等	(1) 契約者回線及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) 相互接続点 (3) I P利用回線
16 端末設備	I P利用回線の一端（契約者回線に係るもの及び相互接続点に係るものを除きます。）に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
17 自営端末設備	I Pセントレックス契約者が設置する端末設備
18 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
19 音声通信番号	電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号。以下「番号規則」といいます。）別表第6号に定める電気通信役務の種類又は内容を識別するために当社が付与する電気通信番号
20 内線端末	1の内線番号に対応する自営端末設備
21 内線通話	I Pセントレックスサービス取扱局内の電気通信設備を介して行う、I Pセントレックス契約者が指定する内線端末相互間の音声通信
22 内線番号	音声通信番号及び料金表に規定するI Pセントレックス機能を利用するための番号（特番といいます。以下同じとします。）以外の当社が定める桁数の番号
23 携帯・自動車電話設備	協定事業者が設置する電気通信設備であって、番号規則別表第4号に規定する電気通信番号により識別される携帯電話サービスに係る電気通信設備
削除	削除
25 I P電話設備	協定事業者が設置する電気通信設備であって、音声通信番号に規定する電気通信番号により識別されるもの
26 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 IPセントレックスサービスの種類

(IPセントレックスサービスの種類)

第4条 当社が提供するIPセントレックスサービスには、次の種類があります。

種類	内容
タイプ1	タイプ2以外のもの
タイプ2	料金表第1表(料金)に定めるIPセントレックス機能のうち、IPセントレックスグループ間通信機能のみを提供するもの

第3章 IPセントレックスサービスの提供区域等

(IPセントレックスサービスの提供区域等)

第5条 当社のIPセントレックスサービスは、別記1に定める提供区域等において提供します。

第4章 契約

第1節 IPセントレックスサービスに係る契約

(契約の単位)

第6条 当社は、1の契約者回線につき1のIPセントレックス契約を締結します。

(共同契約)

第7条 当社は、1の契約者回線についてIPセントレックス契約者が2人以上となるIPセントレックス契約(以下、「共同契約」といいます。))を締結します。

- 2 前項の場合、IPセントレックス契約者のうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出いただきます。これを変更したときも同じとします。

(IPセントレックス契約申込を行うことができる者の条件)

第8条 IPセントレックス契約の申込みを行うことができる者は、当社が定めるIP利用回線を別に契約する者に限ります。

- 2 タイプ1に係るIPセントレックス契約の申込みを行う者は、当社指定の内線端末を用意していただきます。
- 3 タイプ2に係るIPセントレックス契約の申込みを行う者は、構内交換機及び当社指定の端末設備を用意していただきます。

(注) 当社が定めるIP利用回線とは、「高速イーサネット網サービス契約約款」又は「Think VPNサービス契約約款」に規定するサービスとします。

(IPセントレックス契約申込の方法)

第9条 IPセントレックス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をIPセントレックスサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) IPセントレックスサービスの種類
- (2) IP利用回線の種類と終端の場所
- (3) IP利用回線の終端に所属する音声通信番号及び内線番号の数又は同時通話可能数
- (4) 所属するIPセントレックスグループ(IP利用回線により構成される1以上の回線群をいいます。以下同じとします。)。ただし、IP利用回線に係る提供条件により所属するIPセントレックス

クスグループが制限される場合があります。

- (5) IPセントレックスグループ間通信を行う場合は、通信の相手先となるIPセントレックスグループ
 - (6) その他IPセントレックス契約の内容を特定するために必要な事項
- 2 前項の場合において、その申込みが新たにIPセントレックスグループを設ける申込みであるときは、そのIPセントレックスグループの代表者を定めてIPセントレックスサービス取扱所に届け出て頂きます。これを変更したときも同様とします。
 - 3 IPセントレックスグループ間通信を行う各々のIPセントレックスグループのIPセントレックス契約の申込みをするものが異なる場合は、該当するもの全てがIPセントレックスグループ間通信を行うことを承諾した上で、代表者を定めてIPセントレックスサービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更するときも同様とします。

(IPセントレックス契約申込の承諾)

- 第10条 当社は、IPセントレックス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのIPセントレックス契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) IPセントレックスサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) IP利用回線を介して他社の電気通信設備に接続される場合は、総合品質（事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)第36条の5第1項の規定に基づく総合品質の基準をいいます。以下「総合品質」といいます。)を維持することが困難であると当社が判断したとき。
 - (3) IPセントレックス契約の申込みをした者が、IPセントレックスサービス又はIP利用回線の料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (4) IPセントレックス契約の申込みをした者が、第24条(利用停止)の規定のいずれかに該当し、IPセントレックスサービスの利用を停止されている、又は契約解除を受けたことがあるとき。
 - (5) IPセントレックス契約の申込みをした者が、IP利用回線の契約約款に定める「利用停止」の規定のいずれかに該当し、IP利用回線の利用を停止されている、又は契約解除を受けたことがあるとき。
 - (6) IPセントレックス契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
 - (7) IPセントレックスグループの代表者の同意がないとき。
 - (8) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(IPセントレックスサービスの音声通信番号)

- 第11条 当社は、IPセントレックス契約者に、IPセントレックス契約の申込みに基づき、音声通信番号を当社が別に定めるところにより付与します。
- 2 当社は、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。
 - 3 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声通信番号を変更することがあります。
 - 4 前項の規定により音声通信番号を変更する場合には、あらかじめそのことをIPセントレックス契約者にお知らせします。
 - 5 IP利用回線を介して他社の電気通信設備に接続される場合は、音声通信番号総合品質を維持することが困難であると当社が判断したときは、音声通信番号の全部又は一部の付与を廃止することがあります。

(内線番号の指定)

- 第12条 IPセントレックス契約者は、IPセントレックスグループの代表者の同意を得て、内線番号を指定していただきます。この場合、内線番号の数は、そのIPセントレックス契約に係る内線数と同数とします。

- 2 IPセントレックス契約者は、内線番号を変更することができます。この場合の取扱いは、前項の規定に準ずるものとします。
- 3 内線番号の桁数等は、1のIPセントレックスグループごとに当社がそのIPセントレックスグループの代表者と協議して定めます。

(IP利用回線の種類と終端の場所の変更)

- 第13条 当社は、IPセントレックス契約者から請求があったときは、IP利用回線の種類と終端の場所に係る契約内容の変更を行います。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第10条（IPセントレックス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(内線番号数の変更)

- 第14条 IPセントレックス契約者は、IP利用回線の終端に所属する内線番号数の変更の請求をすることができます。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第10条（IPセントレックス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(IPセントレックスグループの変更)

- 第15条 IPセントレックス契約者（IPセントレックスグループの代表者を除きます。）は、現に所属するIPセントレックスグループから他のIPセントレックスグループへ、IPセントレックスグループの変更の請求をすることができます。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第9条（IPセントレックス契約申込の方法）及び第10条（IPセントレックス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(利用権の譲渡の禁止)

- 第16条 IPセントレックスサービスに係る利用権（IPセントレックス契約者がIPセントレックス契約に基づいてIPセントレックスサービスの提供を受ける権利をいいます。）は、譲渡することができません。

(IPセントレックス契約者が行うIPセントレックス契約の解除)

- 第17条 IPセントレックス契約者は、IPセントレックス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法によりIPセントレックスサービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行うIPセントレックス契約の解除)

- 第18条 当社は、次の場合には、IPセントレックス契約を解除することがあります。
- (1) 第47条（利用停止）の規定によりIPセントレックスサービスの利用停止をされたIPセントレックス契約者がなおその事実を解消しないとき。
 - (2) IPセントレックスサービスのIP利用回線に係る契約の解除、又は細目又は区別の変更に伴い、第8条（IPセントレックス契約申込を行うことができる者の条件）を満たさなくなった旨の届出があったとき又はその事実を知ったとき。
- 2 当社は、IPセントレックス契約者が第24条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、IPセントレックスサービスの利用停止をしないでそのIPセントレックス契約を解除することがあります。
 - 3 IP利用回線に関して次の事項に該当する場合に、IPセントレックス契約を解除することがあります。
 - (1) IPセントレックス契約の申込みをした者が、IP利用回線の契約を締結している者と同一でないことについて、その事実を知ったとき。

- (2)そのIP利用回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
 - (3)そのIP利用回線に係る協定事業者の契約の解除があったとき又はその事実を知ったとき。
 - (4)そのIP利用回線が、移転によりIPセントレックスサービスの提供区域外となったとき。
- 4 当社は、前3項の規定により、そのIPセントレックス契約を解除しようとするときは、あらかじめ、IPセントレックス契約者にそのことをお知らせします。

(その他の提供条件)

- 第19条 当社はIPセントレックス契約者の内線端末及びその他音声通信に係わる自営端末設備のIPアドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。）を、当社が別に定めるところにより付与及び設定管理するものとします。
- 2 前項に定めるほか、IPセントレックス契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

- 第20条 当社は、IPセントレックス契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、料金表第1表（料金）に定めるところにより付加機能を提供します。
- (1)付加機能を提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2)付加機能の提供を請求したIPセントレックス契約者のIPセントレックスサービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。
 - (3)付加機能の提供を請求したIPセントレックス契約者が第24条（利用停止）の規定のいずれかに該当し、IPセントレックスサービスの利用を停止されている、又は契約解除を受けたことがあるとき。
 - (4)付加機能の提供を請求したIPセントレックス契約者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
 - (5)その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 2 当社は、料金表第1表（料金）に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

(付加機能の利用の一時中断)

- 第21条 当社は、IPセントレックス契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。
- 2 ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(付加機能の廃止)

- 第22条 当社は、その付加機能の提供を受けているIPセントレックス契約者から、IPセントレックス契約の解除又は付加機能の廃止の申し出があった場合には、付加機能を廃止します。
- 2 当社は、料金表第1表（料金）に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用の廃止を行うことがあります。

第6章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第23条 当社は、次の場合には、IPセントレックスサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工用上やむを得ないとき。
- (2) 第29条（音声通信利用等の制限）の規定により、音声通信利用を中止するとき。
- (3) 特定のIP利用回線から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取りやめることをいいます。以下同じとします。）を発生させることにより、現に音声通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
- (4) IP利用回線が利用中止になったとき。

2 当社は、前項の規定によりIPセントレックスサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをIPセントレックス契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第24条 当社は、IPセントレックス契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのIPセントレックスグループの代表者の同意がないときサービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったIPセントレックスサービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）が支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのIPセントレックスサービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。
- (2) 第47条（利用に係るIPセントレックス契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (3) IP利用回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (4) IP利用回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備をIP利用回線から取りはずさなかったとき。
- (5) IP利用回線に係る他契約約款の規定によりそのIP利用回線が利用停止となったとき。

2 当社は、前項の規定によりIPセントレックスサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をIPセントレックス契約者にお知らせします。ただし、本条第1項第2号により、IPセントレックスサービスの利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(接続休止)

第25条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者の電気通信設備に係る相互接続音声通信を行うことができません。

- 2 前項の場合に、IPセントレックス契約者が相互接続音声通信を全く利用できなくなったときは、当社は、IPセントレックスサービスの接続休止を行います。ただし、そのIPセントレックスサービスについて、IPセントレックス契約者からIPセントレックス契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。
- 3 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめそのIPセントレックス契約者にそのことをお知らせします。
- 4 第2項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、IPセントレックス契約は、解除されたものとして取り扱います。この場合

は、そのIPセントレックス契約者にそのことをお知らせします。

第7章 通信

第1節 音声通信の種類等

(音声通信の種類)

第26条 音声通信の種類は、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

(音声通信の品質)

第27条 IPセントレックスサービスに係る音声通信の総合品質は、その音声通信の提供を受けているIP利用回線の利用形態等により変動することがあります。

(相互接続音声通信)

第28条 相互接続音声通信は、当社が相互接続協定に基づき定めた音声通信に限り行うことができるものとします。

2 相互接続音声通信を行うことができる地域(以下「接続対象地域」といいます。)は、当社が相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。

第2節 通信利用の制限

(音声通信利用等の制限)

第29条 当社は、IPセントレックスサービスに係る通信(音声通信、映像情報通信及び内線通話をいいます。以下この条において同じとします。)が著しくふくそうし、IPセントレックスサービスに係る通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力等の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とするIPセントレックスサービスに係る通信、及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とするIPセントレックスサービスに係る通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関で利用しているIPセントレックスサービス(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。)以外のものによるIPセントレックスサービスに係る通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等へのIPセントレックスサービスに係る通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関

選挙管理機関 別記10に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないときがあります。
- 3 音声通信は、通信の相手先が別記7に定める通信を利用している場合は、利用することができません。

(通信時間等の制限)

第30条 前条の規定による場合のほか、当社は、音声通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線等への音声通信の利用を制限することがあります。

第3節 通信時間の測定等

(通信時間の測定等)

第31条 音声通信に係る通信時間の測定等については、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

第4節 発信音声通信番号通知

(発信音声通信番号通知)

第32条 IP利用回線から契約者回線等への音声通信又は内線通話(以下この条において「音声通信等」といいます。)については、そのIPセントレックス契約に係る音声通信番号又は内線番号(以下この条において「音声通信番号等」といいます。)を着信先の契約者回線等又は内線端末へ通知します。

ただし、次の音声通信等については、この限りではありません。

- (1) 音声通信等の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う音声通信等
 - (2) 発信音声通信番号非通知機能の提供を受けている音声通信番号に係る自営端末設備から行う音声通信等(当社が別に定める方法により行う音声通信等を除きます。)
 - (3) その他当社が別に定める場合
- 2 当社は、音声通信番号等を着信先の契約者回線等又は内線端末へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。
- (注1) 本条第1項第2号に規定する当社が別に定める方法により行う音声通信等は、音声通信等の発信に先立ち「186」をダイヤルして行う音声通信等とします。
- (注2) IPセントレックス契約者は、本条第1項の規定等により通知を受けた音声通信番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者番号通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。

第8章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第33条 当社が提供するIPセントレックスサービスの料金は、基本料金及び通信料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

- 2 当社が提供するIPセントレックスサービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表(工

事に関する費用) に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する基本料金は、当社が提供するIPセントレックス話サービスの態様に応じて、基本料、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

(基本料金の支払義務)

第34条 IPセントレックス契約者は、その契約に基づいて当社がIPセントレックスサービス又は付加機能の提供を開始した日から起算して契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間について、料金表第1表第1(基本料金)に規定する基本料金を支払っていただきます。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりIPセントレックスサービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合には、IPセントレックス契約者は、その期間中の基本料金を支払っていただきます。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、IPセントレックス契約者は、次の表に規定する場合を除いて、IPセントレックスサービスを利用できなかった期間中の基本料金を支払っていただきます。

区 別	支払いを要しない料金
1 IPセントレックス契約者の責めによらない理由により、そのIPセントレックスサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての音声通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(2欄又は3欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのIPセントレックスサービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりそのIPセントレックスサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのIPセントレックスサービスについての料金
3 種類の変更に伴って、IPセントレックスサービスを利用できなくなった期間が生じたとき(IPセントレックス契約者の都合によりIPセントレックスサービスを利用しなかった場合であって、その音声通信番号を保留したときを除きます。)	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのIPセントレックスサービスについての料金
4 IPセントレックスサービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのIPセントレックスサービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、これをお返しします。

(通信料金の支払義務)

第35条 IPセントレックス契約者は、音声通信について、当社が測定した通信時間と料金表第1表(料金)の規定とに基づいて算定した通信料金を支払っていただきます。

2 相互接続音声通信の料金の支払義務については、前項の規定にかかわらず、第5節(相互接続音声通信の料金の取扱い等)に規定するところによります。

3 IPセントレックス契約者は、通信料金について、当社の機器の故障等により正しく算定すること

ができなかった場合は、料金表第1表（料金）に定めるところにより算定した料金額を支払っていただきます。この場合において、特別の事情があるときは、IPセントレックス契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

（工事費の支払義務）

第36条 IPセントレックス契約者は、契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の完了前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、これをお返しします。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、IPセントレックス契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算等

（料金の計算等）

第37条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

第4節 割増金及び遅延損害金

（割増金）

第38条 IPセントレックス契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が定める方法により支払っていただきます。

（遅延損害金）

第39条 IPセントレックス契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について、支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社が定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第5節 相互接続音声通信の料金の取扱い等

（相互接続音声通信の料金の取扱い等）

第40条 IPセントレックス契約者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより、相互接続音声通信に関する料金を支払っていただきます。

2 前項の場合において、相互接続音声通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき当社が別に定めるところによります。

第9章 保 守

(IPセントレックス契約者の維持責任)

第41条 IPセントレックス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

- 2 IPセントレックス契約者(IP利用回線を介して他社の電気通信設備に接続する場合に限り)は、総合品質を維持していただきます。

(IPセントレックス契約者の切分責任)

第42条 IPセントレックス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、IP利用回線等その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障がないことを確認のうえ、当社に修理の請求をして頂きます。

- 2 前項の確認に際して、IPセントレックス契約者から請求があったときは、当社は、IPセントレックスサービス取扱局において試験を行い、その結果をIPセントレックス契約者にお知らせします。

(修理又は復旧の順位)

第43条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第29条(音声通信利用等の制限)の規定により優先的に取り扱われる音声通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。

順 位	修 理 又 は 復 旧 す る 電 気 通 信 設 備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記10に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその音声通信番号を変更することがあります。

第 10 章 損害賠償

(責任の制限)

- 第44条 当社は、IPセントレックスサービスを提供すべき場合において、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったときは、そのIPセントレックスサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのIPセントレックス契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、IPセントレックスサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのIPセントレックスサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- (1) 料金表第1表第1(基本料金)に規定する料金
- (2) 料金表第1表第2(通信料金)に規定する料金(IPセントレックスサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の前6料金月における1日平均の通信料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)
- 3 当社の故意又は重大な過失によりIPセントレックスサービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。
- (注1) 本条第2項に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、電話サービスを全く利用できない状態が生じた日以前の実績が把握できる期間における1日平均の通信料金とします。
- (注2) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取扱います。

(免責)

- 第45条 当社は、電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、IPセントレックス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、その損害が当社の責めに帰すべき理由によるものでないとき、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第 11 章 雑 則

(承諾の限界)

- 第46条 当社は、IPセントレックス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を請求したIPセントレックス契約者にお知らせします。
- ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係るIPセントレックス契約者の義務)

- 第47条 IPセントレックス契約者は、次のことを守っていただきます。
- (1) 故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他音声通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (2) 故意に多数の不完了呼を発生させ又は連続的に多数の呼を発生させる等、音声通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

- (3) 本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、商業的宣伝又は勧誘の通信をする若しくは勧誘を目的とした回線への発信を誘導する行為等を行わないこと。
 - (4) 自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、他人が嫌悪感を抱く又はおそれのある行為をしないこと。
 - (5) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が提供している端末設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (6) 当社が提供している端末設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 IPセントレックス契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(IPセントレックス契約者の氏名等の通知)

第48条 当社は、協定事業者から請求があったときは、IPセントレックス契約者（その協定事業者と相互接続音声通信に係る契約を締結している者に限ります。）の氏名、住所及び音声通信番号をその協定事業者に通知することがあります。

(IPセントレックス契約者に係る情報の利用)

第49条 当社は、IPセントレックス契約者に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居住又は請求書の送付先等の情報を、当社、協定事業者又は提携事業者のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社、協定事業者又は提携事業者の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、IPセントレックス契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合があります。

(法令に規定する事項)

第50条 IPセントレックスサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めのある事項については、別記5から9に定めるところによります。

(本邦外における取扱制限)

第51条 IPセントレックスサービスの取扱いについては、本邦外の法令、本邦外の電気通信事業者の定める契約約款等により制限されることがあります。

(閲覧)

第52条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

別 記

別 記

1 I Pセントレックスサービスの提供区域等

(1) I Pセントレックスサービスは、次に掲げる県の区域において提供します。

サービスの種類	県 の 区 域
I Pセントレックスサービス	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

(2) 当社の I Pセントレックスサービスに係る通話は、I P利用回線相互間、I P利用回線と相互接続点との間において提供します。

2 I Pセントレックス契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併により I Pセントレックス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、I Pセントレックスサービス取扱所に通知していただきます。

(2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) (2)の規定による代表者の通知があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 I Pセントレックス契約者の氏名等の変更

(1) I Pセントレックス契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、速やかに I Pセントレックスサービス取扱所に通知していただきます。

(2) (1)の通知があったときは、当社は、その通知のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 音声通信が利用できない通信の相手先

(1) 緊急通報に関する電気通信番号を利用した通信

(2) 事業者識別番号（番号規則別表第10号に規定するものとします。）に係る電気通信番号を利用した通信

(3) その他当社が定める通信

5 自営端末設備の接続

(1) I Pセントレックス契約者は、その I P利用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その I P利用回線に自営端末設備を接続しようとするときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器（端末機器の技術基準適合認定に関する規則（昭和60年郵政省令第29号）第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。又は技術基準等に適合することについて指定認定機関（事業法施行規則第32条第1項第5号に基づき総務大臣が指定した者をいいます。）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続しようとするときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

(3) 当社は、(2)の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

ア 事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。

イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) I Pセントレックス契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第

28号) 第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

- (6) IPセントレックス契約者が、その自営端末設備を変更しようとするときも、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) IPセントレックス契約者は、そのIP利用回線に接続されている自営端末設備をとりはずしたときは、当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、IP利用回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、IPセントレックス契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、IPセントレックス契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、IPセントレックス契約者は、その自営端末設備をIP利用回線から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) IPセントレックス契約者は、そのIP利用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのIP利用回線に自営電気通信設備を接続しようとするときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) IPセントレックス契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) IPセントレックス契約者が、その自営電気通信設備を変更しようとするときも、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) IPセントレックス契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

IP利用回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記9(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

8の2 電気通信番号計画の遵守

- (1) 契約者は、当社のIPセントレックスサービスを利用して自らの電気通信事業の用に供する場合は、電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)の規定に基づき、次のことを守っていただきます。
 - ア 当社のIPセントレックスサービスを自らの電気通信事業の用に供すること及び電気通信番号使用計画の認定を受け又は受けようとしていることについて当社に申告すること。
 - イ 認定電気通信番号使用計画に従い、認定を受けた番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を

遵守すること。

(2) 契約者は、(1) のアの申告に際して、その申告のあった事実を証明する書類等を当社の求めに応じて提出していただきます。

(3) 当社は、契約者が(1)の規定に違反しているおそれがあると判断した場合には、そのことを総務省に通報することがあります。

9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

10 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1 の題号について 8,000 部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

11 総合品質

(1) 当社は、音声通信番号総合品質として下記の通り定めます。

ア 総合音声伝送品質値（R 値） 50 超

イ 伝送遅延 400ms 未満

料 金 表

通 則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、I Pセントレックス契約者がその契約に基づいて支払っていただく料金を、料金月に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、通信料金について料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。
- 3 当社は、基本料金のうち月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）については、日割を行わず、その料金の適用については次の通りとします。
 - (a) 料金月の初日にI Pセントレックスサービス又は付加機能の提供を開始したとき
その提供開始日を含む料金月から適用します。
 - (b) 料金月の初日以外にI Pセントレックスサービス又は付加機能の提供を開始したとき提供開始日が料金月の初日以外るとき
その提供開始日を含む料金月の翌料金月から適用します。
 - (c) I Pセントレックス契約の解除又は付加機能の廃止があったとき
その契約の解除又は付加機能の廃止をした日の前日までの料金月について適用します。

(端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 5 I Pセントレックス契約者は、料金及び工事に関する費用に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するI Pセントレックスサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 6 I Pセントレックス契約者は、料金及び工事に関する費用に関する費用について、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い等)

- 7 当社は、特別の事情がある場合は、I Pセントレックス契約者の承諾を得て、2料金月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 8 当社は、料金及び工事に関する費用に関する費用について、I Pセントレックス契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。
(注) 当社が別に定める条件は、前受金に利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 9 約款第34条（基本料金の支払義務）から第36条（工事費の支払義務）までの規定、第63条（相互接続音声通信の料金の取扱い等）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金及び工事に関する費用に関する料金について支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）に消費税相当額を加算した額とします。
ただし、料金表に定める国際通信に係る利用料については、この限りではありません。
なお、支払いを要するものとされている額と料金表に表示する税込価格（税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）により計算した額とは差異が生じる場合があります。
(注) この料金表に表示する括弧内の額は税込価格を表します。

(料金等の臨時減免)

10 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金の減免を行ったときは、関係のIPセントレックスサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

第1表 料 金

第1 基本料金

1 IPセントレックスサービスに係るもの

1-1 適 用

区 分	内 容										
(1) IPセントレックスサービスの基本料の適用	<p>ア タイプ1 1の内線端末ごとに1の基本料を適用します。</p> <p>イ タイプ2 1のIP利用回線における同時通話可能数について、1の通話数ごとに1の基本料を適用します。</p>										
(2) IPセントレックス機能	<p>IPセントレックス契約者は、下表の機能を利用することができます。ただし、タイプ2に係るIPセントレックス契約者が利用できる機能は、「内線電話機能（イ）IPセントレックスグループ間通信」に限ります。</p> <table border="1" data-bbox="501 669 1380 1933"> <thead> <tr> <th data-bbox="501 669 746 703">機 能</th> <th data-bbox="746 669 1380 703">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="501 703 746 1431">ア 内線電話機能</td> <td data-bbox="746 703 1380 1431"> <p>内線通話ができる機能で、次の区分があります。</p> <p>(ア) IPセントレックスグループ内通信 同一のIPセントレックスグループ（内線番号をダイヤルすることにより、相互に音声通信を行うことができる内線端末から構成されるグループをいいます。以下同じとします。）に所属する内線端末相互間において、内線番号により行う音声通信。</p> <p>(イ) IPセントレックスグループ間通信 異なるIPセントレックスグループに所属する内線端末相互間において、内線番号にグループ特番（IPセントレックス装置に登録された当社が定める桁数の数字であって、IPセントレックス契約者があらかじめIPセントレックスグループ毎に付与したものをいいます。）を前置きしてダイヤルすることにより行う音声通信。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1431 746 1686"></td> <td data-bbox="746 1431 1380 1686"> <p>備考 IPセントレックスグループ間通信を行う各々のIPセントレックスグループのIPセントレックス契約者が異なる場合は、該当するIPセントレックス契約者全てがIPセントレックスグループ間通信を行うことを承諾した上で、代表者を定めてIP電話サービス取扱所に届け出ていただきます。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1686 746 1832">イ 発信電話番号表示機能</td> <td data-bbox="746 1686 1380 1832">IPセントレックスサービスを利用するIP利用回線へ通知される発信番号（発信元の音声通信番号、内線番号その他当社が別に定める番号とします。）を受信することができるようにする機能</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1832 746 1933">ウ 発信規制機能</td> <td data-bbox="746 1832 1380 1933">内線端末から発信する通信を、IPセントレックス契約者があらかじめ指定した条件に基づいて規制することができる機能。</td> </tr> </tbody> </table>	機 能	内 容	ア 内線電話機能	<p>内線通話ができる機能で、次の区分があります。</p> <p>(ア) IPセントレックスグループ内通信 同一のIPセントレックスグループ（内線番号をダイヤルすることにより、相互に音声通信を行うことができる内線端末から構成されるグループをいいます。以下同じとします。）に所属する内線端末相互間において、内線番号により行う音声通信。</p> <p>(イ) IPセントレックスグループ間通信 異なるIPセントレックスグループに所属する内線端末相互間において、内線番号にグループ特番（IPセントレックス装置に登録された当社が定める桁数の数字であって、IPセントレックス契約者があらかじめIPセントレックスグループ毎に付与したものをいいます。）を前置きしてダイヤルすることにより行う音声通信。</p>		<p>備考 IPセントレックスグループ間通信を行う各々のIPセントレックスグループのIPセントレックス契約者が異なる場合は、該当するIPセントレックス契約者全てがIPセントレックスグループ間通信を行うことを承諾した上で、代表者を定めてIP電話サービス取扱所に届け出ていただきます。</p>	イ 発信電話番号表示機能	IPセントレックスサービスを利用するIP利用回線へ通知される発信番号（発信元の音声通信番号、内線番号その他当社が別に定める番号とします。）を受信することができるようにする機能	ウ 発信規制機能	内線端末から発信する通信を、IPセントレックス契約者があらかじめ指定した条件に基づいて規制することができる機能。
機 能	内 容										
ア 内線電話機能	<p>内線通話ができる機能で、次の区分があります。</p> <p>(ア) IPセントレックスグループ内通信 同一のIPセントレックスグループ（内線番号をダイヤルすることにより、相互に音声通信を行うことができる内線端末から構成されるグループをいいます。以下同じとします。）に所属する内線端末相互間において、内線番号により行う音声通信。</p> <p>(イ) IPセントレックスグループ間通信 異なるIPセントレックスグループに所属する内線端末相互間において、内線番号にグループ特番（IPセントレックス装置に登録された当社が定める桁数の数字であって、IPセントレックス契約者があらかじめIPセントレックスグループ毎に付与したものをいいます。）を前置きしてダイヤルすることにより行う音声通信。</p>										
	<p>備考 IPセントレックスグループ間通信を行う各々のIPセントレックスグループのIPセントレックス契約者が異なる場合は、該当するIPセントレックス契約者全てがIPセントレックスグループ間通信を行うことを承諾した上で、代表者を定めてIP電話サービス取扱所に届け出ていただきます。</p>										
イ 発信電話番号表示機能	IPセントレックスサービスを利用するIP利用回線へ通知される発信番号（発信元の音声通信番号、内線番号その他当社が別に定める番号とします。）を受信することができるようにする機能										
ウ 発信規制機能	内線端末から発信する通信を、IPセントレックス契約者があらかじめ指定した条件に基づいて規制することができる機能。										

エ 代表機能	1以上の内線端末について、それらの内線端末を代表する音声通信番号又は内線番号（以下「内線代表番号」といいます。）を定め、その内線代表番号により着信があった場合に、通話中でないいずれか1の内線端末に接続することができる機能。
オ マルチライン機能	多機能電話機に複数の音声通信番号又は内線番号を割り当て発着信接続することができる機能
カ 自動転送機能	その内線端末に着信する通信を、IPセントレックス契約者があらかじめ指定した条件に基づいて、IPセントレックス契約者があらかじめ指定した別の電気通信番号又は内線番号に自動的に転送することができる機能。
	備考 IPセントレックス契約者があらかじめ指定することのできる転送の条件には、次の種類があります。 （ア）あらかじめ指定した時間帯に着信したとき （イ）通信中に着信したとき （ウ）着信に応答しないとき （エ）着信したとき（無条件に自動的に転送するもの。）
キ 手動転送機能	その内線端末に着信する通信を、その着信に応答後、内線端末のフックボタン等の操作により、他の内線端末に転送することができる機能
ク 保留	音声通信を行っている内線端末を操作することにより、保留音を送出し保留状態とすることができる機能
ケ コールパーク	その内線端末が行っている音声通信が保留状態にある場合に、他の内線端末を操作することにより、保留状態にある音声通信との接続が可能となる機能
コ コールウェイティング	音声通信を行っている内線端末に着信する通信が生じた場合、その内線端末へ割込着信音を送出し、内線端末を操作することにより、通信中の音声通信を保留とし、別に着信する音声通信との接続を可能とする機能
サ コールピックアップ	IPセントレックス契約者があらかじめ指定したグループ（以下「ピックアップグループ」といいます。）に属する内線端末に着信した場合、当該ピックアップグループに属する他の内線端末又はあらかじめ指定した他のピックアップグループに属する内線端末を操作することにより、着信した通信と接続することが可能な機能
シ 固定短縮ダイヤル機能	特定の通信の相手先への呼び出しを、固定短縮特番及び固定短縮コード（IPセントレックス装置に登録された当社が定める桁数の数字であって、IPセントレックス契約者があらかじめ指定したものをいいます。）をダイヤルすることにより行えるようにする機能であって、以下の種類があります。 （ア） IPセントレックスグループごとに設定できるもの （イ） ピックアップグループごとに設定できるもの

	<table border="1"> <tr> <td>ス ダイヤルイン 機能</td> <td>音声通信番号に対応する内線番号をあらかじめ登録しておくことにより、当該音声通信番号への着信を直接内線端末へ着信させる機能</td> </tr> <tr> <td>セ 着信鳴り分け 機能</td> <td>内線着信と外線着信とを異なる着信音により区別できる機能</td> </tr> </table>	ス ダイヤルイン 機能	音声通信番号に対応する内線番号をあらかじめ登録しておくことにより、当該音声通信番号への着信を直接内線端末へ着信させる機能	セ 着信鳴り分け 機能	内線着信と外線着信とを異なる着信音により区別できる機能
ス ダイヤルイン 機能	音声通信番号に対応する内線番号をあらかじめ登録しておくことにより、当該音声通信番号への着信を直接内線端末へ着信させる機能				
セ 着信鳴り分け 機能	内線着信と外線着信とを異なる着信音により区別できる機能				
(3) 付加機能を提供した場合の付加機能使用料の適用	付加機能を提供した場合には、2（料金額）に規定する付加機能使用料を適用します。				
(4) ユニバーサルサービスに係る料金の適用	当社は、IP セントレックスサービスに係る音声通信番号について、1の番号等ごとに2（料金額）に規定するユニバーサルサービス料（事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づき当社が定める料金をいいます。）を適用します。				
(5) 電話リレーサービスに係る料金の適用	当社は、IP セントレックスサービスに係る音声通信番号について、1の番号等ごとに2（料金額）に規定する電話リレーサービス料（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規制（令和2年総務省令第110号）により算出された額に基づき当社が定める料金をいいます。）を適用します。				

1-2 料金額

(1) 基本料

区 分		単 位	料 金 額 (月額) (税込価格)
基本料	タイプ1	1内線端末ごとに	600円 (660円)
	タイプ2	1通話数ごとに	600円 (660円)

(2) 付加機能使用料

区 分		単 位	料金額 (月額) (税込価格)
ア 発信音声 通信番号非通 知機能	この機能を利用する音声通信番号に係る自営端末設備から行う音声通信について、その音声通信番号を着信先の契約者回線等へ通知しないようにする機能をいいます。	1音声通信 番号ごとに	—
	備考 音声通信の発信に先立ち「186」をダイヤルして行う音声通信を除きます。		
イ 外線発着 信機能	内線通話以外の公衆網との発着信接続を行うことができるようにする機能。 (注) 当該機能を利用する場合、1つ以上の音声通信番号の利用が必要となります。	1内線端末 ごとに	80円 (88円)
		1音声通信 番号ごとに	100円 (110円)
ウ コードレ ス機能	コードレス端末設備(ARIB標準規格「RCR S TD-28」に準拠した端末設備をいいます。以下同じとします。)により、音声通信を利用する機能。	1コードレ ス端末ごと に	400円 (440円)
エ コードレ ス端末着信 転送機能	コードレス端末設備に着信する通信に対してコードレス端末設備が応答しない場合に、IPセントレックス契約者があらかじめ指定した別の電気通信番号又は内線番号に自動的に転送することができる機能。	1コードレ ス端末ごと に	200円 (220円)
備考 付加機能使用料については、タイプ1のみ提供いたします。			

(3) ユニバーサルサービス料

区分	単位	料金額 (税込価格)
ユニバーサルサービス料	1の音声通信番号 ごとに	2円 (2.2円)

(4) 電話リレーサービス料

区分	単位	料金額 (税込価格)
電話リレーサービス料	1の音声通信 番号ごとに	1円 (1.1円)

第2 通信料金

1 適用

区 分	内 容								
(1) 音声通信の種類等	ア 音声通信には、次の種類があります。								
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 オンネット通信</td> <td>I P利用回線相互間の通信、I P利用回線から当社の総合デジタル通信サービス及びI P電話サービスへの通信並びにI P利用回線から当社が別に定める協定事業者の当社が別に定めるサービスへの音声通信</td> </tr> <tr> <td>2 オフネット通信</td> <td>オンネット通信及び国際通信以外の通信</td> </tr> <tr> <td>3 国際通信</td> <td>I P利用回線から当社が別に定める電気通信事業者（電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）第5に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者）の電気通信回線を介した本邦外の国若しくは地域への音声通信 (注) 当社が別に定める電気通信事業者とはKDDI株式会社に限りません。（以下同じとします。）</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	1 オンネット通信	I P利用回線相互間の通信、I P利用回線から当社の総合デジタル通信サービス及びI P電話サービスへの通信並びにI P利用回線から当社が別に定める協定事業者の当社が別に定めるサービスへの音声通信	2 オフネット通信	オンネット通信及び国際通信以外の通信	3 国際通信	I P利用回線から当社が別に定める電気通信事業者（電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）第5に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者）の電気通信回線を介した本邦外の国若しくは地域への音声通信 (注) 当社が別に定める電気通信事業者とはKDDI株式会社に限りません。（以下同じとします。）
	種 類	内 容							
	1 オンネット通信	I P利用回線相互間の通信、I P利用回線から当社の総合デジタル通信サービス及びI P電話サービスへの通信並びにI P利用回線から当社が別に定める協定事業者の当社が別に定めるサービスへの音声通信							
2 オフネット通信	オンネット通信及び国際通信以外の通信								
3 国際通信	I P利用回線から当社が別に定める電気通信事業者（電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）第5に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者）の電気通信回線を介した本邦外の国若しくは地域への音声通信 (注) 当社が別に定める電気通信事業者とはKDDI株式会社に限りません。（以下同じとします。）								
イ オフネット通信には、以下の区分があります。									
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入電話通信</td> <td>加入電話等設備への通信</td> </tr> <tr> <td>携帯・自動車電話通信</td> <td>携帯・自動車電話設備への通信</td> </tr> <tr> <td>I P電話通信</td> <td>当社が別に定める音声通信番号（別表1に定める協定事業者に係るものに限ります。）への通信</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	加入電話通信	加入電話等設備への通信	携帯・自動車電話通信	携帯・自動車電話設備への通信	I P電話通信	当社が別に定める音声通信番号（別表1に定める協定事業者に係るものに限ります。）への通信
区 分	内 容								
加入電話通信	加入電話等設備への通信								
携帯・自動車電話通信	携帯・自動車電話設備への通信								
I P電話通信	当社が別に定める音声通信番号（別表1に定める協定事業者に係るものに限ります。）への通信								
(2) 通信時間の測定等	<p>ア 音声通信に係る通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者からの通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ 次の時間は、アの通信時間には含みません。</p> <p>(1) 回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信の途中に一時音声通信ができなかった時間</p> <p>(2) 回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信を打ち切ったときは、その通信ごとに適用される2（料金額）に規定する秒数に満たない端数の通信時間</p> <p>ウ 当社は、アの規定に係わらず、オンネット通信に係る通信時間については測定しないものとします。</p>								
(3) 相互接続音声通信に係る料金額の設定	相互接続音声通信に係る2（料金額）に定める料金額は、当社及び協定事業者（相互接続音声通信については当社が別に定める協定事業者に限ります。）のサービスの提供区間を合わせて、当社が設定する額とします。								

<p>(4) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の通信料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の通信料金は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づきアに準じて算出した額</p>
<p>(5) 音声通信に関する料金の減免</p>	<p>電気通信サービスに関する問い合わせ、申込み等のためにIP電話サービス取扱所等に設置されている電気通信設備のうち、当社が指定したものへの音声通信については、約款第35条（通信料金の支払義務）第1項及び第40条（相互接続音声通信の料金の取扱い等）第1項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p>

(注1) 本欄に規定する当社が別に定める方法により行う音声通信は、音声通信に先立ち「186」をダイヤルして行う音声通信とします。

2 料金額

(1) オフネット通信に係るもの

区分	料金額 (税込額)		
加入電話通信	180 秒までごとに	7.5 円	(8.25 円)
携帯・自動車電話通信	60 秒までごとに	16 円	(17.6 円)
I P 電話通信	180 秒までごとに	7.5 円	(8.25 円)

(2) 国際通信に係るもの

区 分 取 扱 地 域		料金額 (1の通信ごとに、 60秒までごとに)
アジア 1	シンガポール共和国、大韓民国、香港	20 円
アジア 2	台湾、中華人民共和国、フィリピン共和国、マカオ	30 円
アジア 3	インドネシア共和国、タイ王国、ブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア	48 円
アジア 4	インド、カンボジア王国、スリランカ民主社会主義共和国、朝鮮民主主義人民共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、東ティモール、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、ミャンマー連邦、モンゴル国、モルディヴ共和国、ラオス人民民主共和国	80 円
アジア 5	アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、パレスチナ、ヨルダン・ハシミテ王国、レバノン共和国	90 円
アメリカ 1	アメリカ合衆国 (ハワイを除きます。)、カナダ	8 円
アメリカ 2	英領バージン諸島、サンピエール島・ミクロン島、プエルトリコ、米領バージン諸島、メキシコ合衆国	40 円
アメリカ 3	アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、シント・マールテン、グアテマラ共和国、グアドループ島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、フォークランド諸島、ブラジル連邦共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルチニーク島	32 円
アメリカ 4	オランダ領セントマーチン、ガイアナ協同共和国、キューバ共和国、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、ドミニカ国、ハイチ共和国、パラグアイ共和国、モンセラット	92 円
オセアニア 1	ハワイ	8 円
オセアニア 2	オーストラリア、グアム、サイパン、ニュージーランド	40 円

オセアニア 3	キリバス共和国、クック諸島、クリスマス島、ココス・キーリング諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トンガ王国、ナウル共和国、ニューカレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦	56 円
オセアニア 4	トケラウ諸島、ニウエ、バヌアツ共和国、ワリス・フテュナ諸島	64 円
ヨーロッパ 1	イタリア共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、フランス共和国	22 円
ヨーロッパ 2	アイスランド共和国、アイルランド、アゾレス諸島、アンドラ公国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フェロー諸島、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国	48 円
ヨーロッパ 3	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、グルジア、クロアチア共和国、コソボ共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、トルクメニスタン、ハンガリー共和国、ベラルーシ共和国、ブルガリア共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・モルドバ共和国、モンテネグロ、ユーゴスラビア連邦共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦	64 円
アフリカ 1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エスワティニ王国、ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、コンゴ共和国、ザンビア共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、南スーダン共和国、赤道ギニア共和国、セーシェル共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、南アフリカ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン	72 円

アフリカ2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ・イスラム連邦共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国	90 円
インマルサット	インマルサット-F、インマルサット-BGAN	250 円
スラヤー	スラヤー衛星携帯電話	360 円
イリジウム	イリジウム衛星携帯電話	510 円

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 IPセントレックスサービスに係るもの

1-1 適用

区 分	内 容								
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなるIPセントレックスサービス取扱局又はIP利用回線の終端において、1の工事ごとに適用します。								
(2) 工事の適用区分	<p>工事の適用区分は、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア IPセントレックスグループの設定に関する工事</td> <td> <p>次の場合について、1の工事ごとに適用します。</p> <p>(ア) IPセントレックスグループの新設若しくは変更</p> <p>(イ) 内線電話機能のIPセントレックスグループ間通信のグループ特番の新設又は変更</p> </td> </tr> <tr> <td>イ IPセントレックス機能の設定に関する工事</td> <td>IPセントレックス機能及び付加機能の設定に係る工事のうち、上記ア及びウ以外の新設・変更及び廃止を行なう場合について、1の工事ごとに適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ コードレス端末設備の設定等に関する工事</td> <td>コードレス端末設備の初期登録又は設定の変更に係るものに適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	ア IPセントレックスグループの設定に関する工事	<p>次の場合について、1の工事ごとに適用します。</p> <p>(ア) IPセントレックスグループの新設若しくは変更</p> <p>(イ) 内線電話機能のIPセントレックスグループ間通信のグループ特番の新設又は変更</p>	イ IPセントレックス機能の設定に関する工事	IPセントレックス機能及び付加機能の設定に係る工事のうち、上記ア及びウ以外の新設・変更及び廃止を行なう場合について、1の工事ごとに適用します。	ウ コードレス端末設備の設定等に関する工事	コードレス端末設備の初期登録又は設定の変更に係るものに適用します。
工事の区分	適 用								
ア IPセントレックスグループの設定に関する工事	<p>次の場合について、1の工事ごとに適用します。</p> <p>(ア) IPセントレックスグループの新設若しくは変更</p> <p>(イ) 内線電話機能のIPセントレックスグループ間通信のグループ特番の新設又は変更</p>								
イ IPセントレックス機能の設定に関する工事	IPセントレックス機能及び付加機能の設定に係る工事のうち、上記ア及びウ以外の新設・変更及び廃止を行なう場合について、1の工事ごとに適用します。								
ウ コードレス端末設備の設定等に関する工事	コードレス端末設備の初期登録又は設定の変更に係るものに適用します。								
(3) 工事費の適用除外	<p>次の付加機能に係る工事については、工事費の支払いを要しません。</p> <p>ア 発信電話番号非通知機能</p>								

1-2 工事費の額

工事の種類		単 位	工事費の額 (税込額)
IPセントレックスグループの設定に関する工事		1 IPセントレックスグループごとに	1,000円 (1,100円)
IPセントレックス機能の設定に関する工事	タイプ1	10内線端末まで	10,000円 (11,000円)
		10内線端末を越える1内線端末ごとに	1,000円 (1,100円)
	タイプ2	1通話数ごとに	1,000円 (1,100円)
コードレス端末設備の設定等に関する工事		1コードレス端末ごとに	500円 (550円)

別表1 当社が別に定めるIP電話設備への着信に係る協定事業者

事業者の名称
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
KDDI株式会社
アルテリア・ネットワークス株式会社
ソフトバンク株式会社
ZIP Telecom株式会社
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

附 則

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成21年8月1日より実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年4月2日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年4月2日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年7月31日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年6月21日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。